

## 議案第 3 号

### 専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和8年2月24日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

#### (提案理由)

公用車の物損事故について、和解すること、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものです。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

湯河原町長 内 藤 喜 文

和解及び損害賠償額の決定について

湯河原町は、湯河原町中央一丁目1617番地54において発生した公用車の物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の額 金733,700円  
(内 容) 高さ制限標示板の修理費用の全部
- 2 損害賠償の相手方 京都市内の法人
- 3 事故の概要 令和7年3月30日午後1時31分頃、湯河原町中央一丁目1617番地54において、消防署職員が運転する公用車が、駐車場から出庫する際、高さ制限標示板に接触し、これを破損させた。